

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

(1) 商業・法人登記申請書に法人名のフリガナ欄を追加

平成30年3月12日以降、商業・法人登記の申請を行う場合には、申請書に法人名のフリガナを記載していただくこととなります。詳細につきましては、以下の法務省ホームページを御参照ください。

【商業・法人登記申請書に法人名のフリガナ欄を追加します(平成30年3月12日から)】

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00109.html

法人名のフリガナの入カイメージを以下に示します。

- ① 商業登記の申請を行う場合は、「商号(フリガナ)」を全角カタカナで入力します。なお、会社種別のフリガナは入力せずに、全角カタカナで左に詰めて入力してください。

※ 申請する会社・法人の指定方法をはじめに選択してください。 「オンライン会社・法人検索」により会社・法人情報を直接反映するか、保存した会社・法人情報を取り込むことで自動表示されます。 「会社・法人情報直接入力」による場合は、会社・法人情報が正確に一致しない場合や外字を含む場合には申請はエラーとなります。 この場合には、「オンライン会社・法人検索」により会社・法人を特定し、再度、申請してください。	
申請対象	
会社・法人の指定方法	<input type="radio"/> オンライン会社・法人検索 (推奨) インターネットから、会社・法人を検索し、会社・法人情報をこの申請書に取り込むことができます(平日8:30~21:00(システム保守時間帯を除く。))。 <input checked="" type="radio"/> 会社・法人情報直接入力 会社法人等番号又は商号・名称、本店・主たる事務所を直接入力して指定することができます。 注: 会社・法人情報は、正確に入力してください。
会社種別	株式会社 <input type="button" value="▼"/> 会社法人等番号(半角数字12桁) XXXX-XX-XXXXXXの「-」を除く数値のみを入力 123456789012
商号(フリガナ)	ホームショウジ ※ 会社種別のフリガナは不要です(「株式会社法務商事」の場合: ホームショウジ)。
商号(会社の名前)	株式会社法務商事
本店(会社の住所)	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
支店	<input type="button" value="▼"/>
登記の事由	平成〇年〇月〇日発起設立の手續終了

② 商号の変更を伴う場合には、「商号(フリガナ)(変更後)」を全角カタカナで入力します。

※ 申請する会社・法人の指定方法をはじめに選択してください。
 「オンライン会社・法人検索」により会社・法人情報を直接反映するか、保存した会社・法人情報を取り込むことで自動表示されます。
 「会社・法人情報直接入力」による場合は、会社・法人情報が正確に一致しない場合や外字を含む場合には申請はエラーとなります。
 この場合には、「オンライン会社・法人検索」により会社・法人を特定し、再度、申請してください。

申請対象

会社・法人の指定方法

オンライン会社・法人検索 (推奨) インターネットから、会社・法人を検索し、会社・法人情報をこの申請書に取り込むことができます (平日 8:30~21:00 (システム保守時間帯を除く。))。

会社・法人情報直接入力 会社法人等番号又は商号・名称、本店・主たる事務所を直接入力して指定することができます。注：会社・法人情報は、正確に入力してください。

会社種別

会社法人等番号 (半角数字12桁)
XXXX-XX-XXXXXXの「-」を除く数値のみを入力

商号(フリガナ)
※ 会社種別のフリガナは不要です (「株式会社法務商事」の場合：ホームショウジ)。

商(会社の名前)号

本店(会社の住所)

支店

登記の事由

商号(フリガナ)(変更後)
※ 会社種別のフリガナは不要です (「株式会社法務商事」の場合：ホームショウジ)。
 商号を変更する場合のみ記載してください。

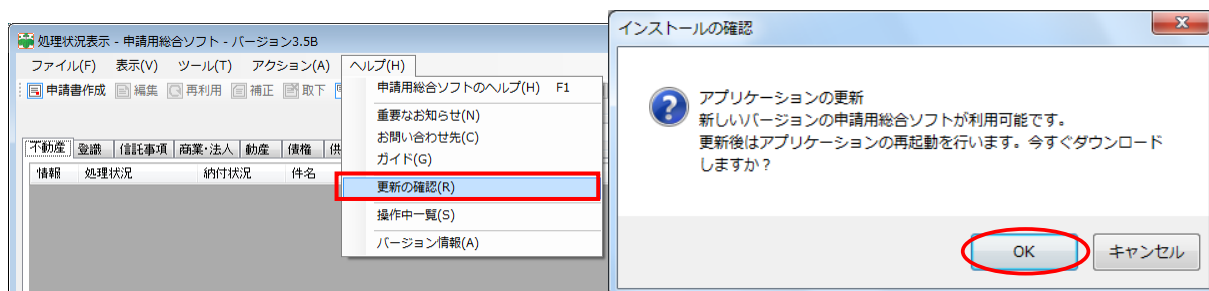
2 バージョンアップの方法

平成30年3月9日(金)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されませんので、御注意ください(※2参照)。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます(※3参照)。



※1 バージョン3. 4A 以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、上記方法によりバージョンアップすることができませんので、「利用可能な更新があります」ダイアログから、「OK」ボタンをクリックして、バージョンアップを行ってください。

※2 誤って「スキップ」ボタンをクリックし、1週間以内に申請用総合ソフトのバージョンアップを行う場合は、申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

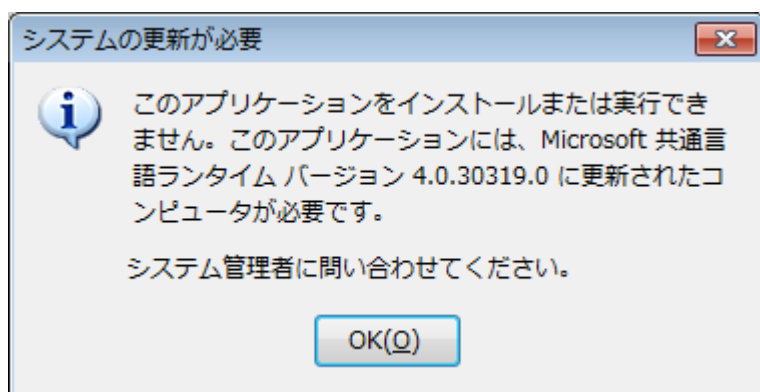
なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請用総合ソフトを再インストールした場合には、これらのデータをそのまま利用することができます。

※3 「このアプリケーションをインストールしますか？」と記載されたダイアログが表示された場合は、ダイアログのメッセージ内容に従い、「インストール」ボタンをクリックして、インストールを行ってください。

3 注意事項

(1) 御利用のPCに.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 がインストールされていない場合

以下のメッセージが表示された場合は、.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 (Windows 10 に標準でインストールされているもの)がインストールされていないため、「[.NET Framework4.5.2 又は 4.6 のインストールについて\(2\)インストール方法](#)」の手順を実施し、.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 をインストールしてください。インストール後、申請用総合ソフトを起動すると再度「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、バージョンアップを行ってください。



(2) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際、御利用のウイルス対策ソフトの設定によっては、申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合、**申請用総合ソフトのインストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダにお問い合わせください。」とメッセージが表示され、起動できないことがあります。**

上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをアンインストールし、再度インストールをお試ください。

なお、ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては、御利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先に御確認ください。